

慢性腎臓病（CKD）対策事業実施要綱

1 目的

道内では慢性腎臓病（以下、「CKD」という。）の進行等による透析導入患者数は年々増加しており、その原疾患の約4割は糖尿病性腎症となっている。また、CKDにはほとんど自覚症状がないまま進行するという特徴があり、悪化すると死因の上位を占める脳卒中や心筋梗塞など、その後の生命や生活の質に重大な影響を及ぼす疾病を合併することがある。

こうした中、北海道医療計画及び北海道健康増進計画において、必要な施策に位置付けられた糖尿病の重症化、合併症の発症の防止に資するよう、CKDに関する知識の普及を行うとともに、対策を進める上で必要な人材の育成を図る。

2 実施主体

北海道総合保健医療協議会地域保健専門委員会糖尿病対策小委員会
北海道

3 連絡会議の設置

(1) 名称

「慢性腎臓病対策連絡会議」

(2) 開催回数

年1～2回程度

（糖尿病対策小委員会開催に合わせて開催する。）

(3) 会議構成

糖尿病専門医、腎臓専門医、透析専門医、循環器専門医
道医師会、市町村、保健所長会

当事者（慢性腎臓病、糖尿病）

(4) 協議事項

ア 一般住民及び糖尿病患者、CKD患者を対象とする普及啓発事業の企画と実施、評価

イ 医療従事者向け研修等の企画と実施、評価

ウ 道内のCKD患者状況等の現状把握

エ 関係団体等が行う啓発事業等の情報収集と提供

4 事業内容

(1) 世界腎臓デー（3月第二木曜日）の周知

(2) 一般市民等を対象とする普及啓発事業

(3) 保健・医療関係者等を対象とする学習会

(4) (1)～(3)までに定めるほか、連絡会議が必要と認める事業

5 関係機関との連携

NPO法人日本腎臓病協会等関係団体との連携により事業を企画、周知を行う。

6 その他

事業に係る庶務は健康安全局地域保健課が担う。

附 則 この要綱は、平成25年9月18日から施行する。

附 則 この要綱は、令和元年（2019年）7月26日から施行する。